

# 新ひだか町指名競争入札参加資格指名基準

平成18年 3月 31日制定  
一部改正 平成19年5月1日  
一部改正 令和3年3月24日

## 第1 目的

この基準は、建設工事等の指名競争入札に参加する者を指名するにあたっての基準を定め、もって指名競争入札の適正な執行の確保を図ることを目的とする。

## 第2 基本的基準

指名競争入札に参加する者は、次に掲げる基本的基準を満たしていなければならない。

### (1) 法的適性

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

### (2) 技術的適性

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者であること。

### (3) 経営規模的適性

指名しようとする時点において、現に履行中（履行予定を含む。）の契約の件数及びその内容、従業員数その他の観点から、当該指名競争入札に係る契約の履行に必要な経営規模を有していると認められる者であること。

### (4) 経営内容等

指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、地方公共団体の契約の相手方としてふさわしい者であつて、契約の履行がされないこととなるおそれがないものであること。

### (5) 不誠実な行為の有無その他の信用状況

町の競争入札参加に係る指名停止等に基づく指名停止期間中である者や不誠実な行為の状態が継続している者であること等で、請負者として不適当であると認められる者でないこと。

## 第3 事業別基準

指名競争入札に参加する者は、工事の請負契約、業務の委託、物品の調達等（物品の買入れ、借入れ及び売払いをいう。以下同じ。）の契約又は林産物の売払いの契約ごとに次に掲げる事業別基準を満たしていなければならない。

### (1) 工事の請負

建設工事（土木一式工事及び建築一式工事）の請負契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする工事の設計金額に対応する別表の等級に格付された者であること。ただし、指名競争入札に付そうとする工事が、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

ア 特殊な専門的施工技術を要する場合

イ 高度な施工技術を要する場合

ウ 全体計画の一部である場合

エ 特定の施工機械、設備又は船舶の保有を要する場合

- オ 維持修繕又は解体の場合
- カ 辺地を施工場所とする場合
- キ 前各号により難い理由により特例を要する場合

(2) 業務の委託

高度な専門技術又は特殊な業務で国等の免許を必要とする業務又はその他業務内容により履行に必要と考えられる相応の技術・履行実績等が必要とする業務の委託については、当該業務の履行についての知識、経験、実績、免許、登録、認定又は資格を有する者であること。

(3) 物品の調達等

ア 精密性、性能の保持等の必要があると認められる特殊な物品の調達等の契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする物品の供給又は買入れについて経験又は実績を有する者であること。

イ 銘柄を指定する必要があると認められる物品の調達等の契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする銘柄の物品を供給又は買入れすることができる者であること。

ウ 国等の検定、基準、標準規格等に合格した物品の調達等の契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする物品を供給又は買入れすることができる者であること。

(4) 林産物の売払い

ア パルプ、ベニヤ、製材等の用材又は適材を含む林産物の売払契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする林産物の種類に応じ、それぞれの業態に属している者であること。

イ 特定の地域内の者に売り払う必要がある場合における林産物の売払契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該特定地域内で営業している者であること。

ウ 残存立木の保護等に関し特殊な技術を必要とする林産物の売払契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする林産物の種類等に応じ、その技術を有している者であること。

## 第4 選定基準

(1) 基本的な考え方

指名競争入札に参加する者の選定は、特定の者に偏しないように、常に公正かつ公平を旨としなければならない。

(2) 選定の基準

指名競争入札に参加する者の選定は、次に掲げる基準を取捨選択し、これを行わなければならない。

なお、オの機会均等は、競争入札に参加する者の指名回数の単純な平準化を図るものではないことから、他の基準による選定を十分考慮した上で、選択するものでなければならない。

ア 受注意欲

公表された受注に関する情報等に基づき、指名競争入札に付そうとする契約について、受注意欲がある旨の意思表示をしている者であること。

イ 履行経験

指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の町との契約の履行経験を有している者であること。

ウ 履行成績

指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそ

れ以上の町との契約における履行の成績が、優秀であると認められる者であること。

なお、履行の成績が不良であると認められる者については、総合的に勘案のうえ、選定を行うものとする。

エ 営業地域

履行期限、履行場所、アフターサービス等の契約の内容により、一定地域内の者を対象として競争に付することが合理的であると認められるものにあつては、当該一定地域内で営業している者であること。

オ 機会均等

同程度の契約能力を有すると認められる同業他者が複数存在する場合で、これらの者と比較して一定期間における指名回数が少ないと認められる者であること。

カ 個別事由

前各号に掲げるもののほか、指名競争入札に付そうとする契約の内容に応じ、個別に必要と認められる基準に該当する者であること。

## 第5 指名実績のない者の選定基準

指名競争入札に参加する者の選定に当たり、当該指名競争入札に付そうとする契約について、受注意欲があつて履行能力の有無の確認の結果、これを有すると認められる指名実績のない者があるときは、競争性を促進する観点から、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、当該指名実績のない者を選定することができる。

## 第6 格付等級等の基準

工事の請負契約、業務の委託、物品の調達等又は林産物の売払いにおける設計金額に対する格付等級等の基準については、別表によるものとする。

また、発注工事対応する業種の有資格者数（営業地域に関する基準を含む。）、建設工事等の規模、内容又は特殊な工事等のために必要があるときは、適切な数の業者を指名することができる。

## 第7 その他

この基準に定めるもののほか、建設工事等の指名競争入札の指名基準について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

（施工期日）

1 この基準は、令和3年3月24日から施行する。

（経過措置）

2 この基準による改正後の新ひだか町指名競争入札参加資格指名基準の規定は、令和3年4月1日以後に行う指名競争入札に参加させる者の選定から適用し、同日前行う指名競争入札に参加させる者の選定については、なお従前の例による。

## 別表

格付等級及び指名業者数の基準

工事等の種類	工事の設計価格	格付等級	指名業者数の目安
土木一式工事	2,500万円以上	A	5者以上 12者未満
	1,000万円以上2,500万円未満	B	
	1,000万円未満	C	
建築一式工事	2,500万円以上	A	
	1,000万円以上2,500万円未満	B	
	1,000万円未満	C	
その他の工事	格付等級なし	—	
業務の委託	格付等級なし	—	
物品の調達等	格付等級なし	—	
林産物の売払い	格付等級なし	—	

(補足)

有資格者数が少数である場合又は工事内容等により上記の表の発注標準額、指名業者数によることができない場合、その他特に必要があるときは、上記の表によらないことができるものとする。